

道路街路事業基礎資料検討業務

公募型企画競争 提案説明書

令和7年6月

札幌市建設局土木部

1 業務名

道路街路事業基礎資料検討業務

2 趣旨

本説明書は、「道路街路事業基礎資料検討業務」（以下「本業務」という。）の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務目的

本業務は、既存の道路ネットワークや実施予定の道路整備事業を踏まえ、交通面のほか、まちづくり等の様々な観点から課題を分析し、札幌市の新規の道路整備事業について、整備を行った際に期待される効果について整理すること等を目的とする。

4 業務内容

(1) 新規道路事業の路線抽出及び整備効果の整理

ア 路線の抽出

札幌市の道路ネットワークにおいて、新たに新設・拡幅事業を行った際に効果が高いと考えられる路線について、以下の観点をもとに7路線を抽出する。

【観点】骨格道路網の強化（バイパス含む）、緊急輸送道路の強化、環状機能の強化、階層性のある道路ネットワークの構築、交通円滑化

なお、路線抽出にあたっては過年度業務（※）を参考に発注者と協議を行い決定することとする。

※平成24年度 道道真駒内御料札幌線ほか8線道路整備方針検討業務

平成28年度 円山線ほか3線道路概略検討業務

令和2年度 道道西野真駒内清田線ほか2線道路整備方針検討修正業務

イ 期待される効果の整理

抽出した路線の整備によって期待される効果について、交通面のほか、観光、産業、物流、医療、防災、産業などまちづくり上の様々な観点から、定量的、定性的を問わず整理する。

(2) 高次機能交流拠点周辺の交通課題の整理

現在札幌市にて見直しを進めている都市計画マスタープランにおける高次機能交流拠点のうち、札幌ドーム周辺及び丘珠空港周辺の半径約2km程度の範囲について、周辺の交通課題を整理し、有効な対策について幅広い検討を行う。

交通課題の整理にあたっては、現況交通量による混雑度や交差点需要率の分析や、プローブデータによる旅行速度の分析等を想定している。

また、有効な対策の検討にあたっては、交差点改良や道路拡幅、新規路線の追加など従来の対策のほか、ラウンドアバウトや2+1車線化をはじめとした新たな発想の交通円滑化対策の適用も検討する。

(3) ラウンドアバウトの適用検討

藻岩山麓線及び市道円山線（円山動物園周辺）における交差点3箇所程度について、ラウン

ドアバウトの適用可否の検討を行う。

(4) 打合せ

打合せ協議は、業務着手時、成果品納品時、中間（５回）を予定する。なお、担当技術者は全ての打合せに出席すること。

5 履行期間

契約書に示す着手の日から令和８年３月１９日（木）までとする。

6 提案の上限額

金２３，０００，０００円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

7 企画提案を求める事項

下記(1)～(7)の内容について企画提案を募集する。

項 目	説 明	ページ数
(1)業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方、取組方針及び実施フロー等を記載	A4 版 1 ページまで
(2)新規道路事業の路線抽出及び整備効果の整理	・ 路線の抽出手法及びフロー ・ 整備効果の検討方法	A4 版 2 ページまで
(3)高次機能交流拠点周辺の交通課題の整理	・ 高次機能交流拠点周辺の交通課題の整理手法及びフロー ・ 交通課題への対策の検討方法	A4 版 2 ページまで
(4)ラウンドアバウトの適用検討	・ 適用箇所の選定手法及びフロー ・ 適用にあたっての検討方法	A4 版 1 ページまで
(5)その他独自提案	上記のほか、業務の目的に資する取り組みについて独自の提案事項があれば追加	A4 版 1 ページまで
(6)業務実施体制	業務実施体制及び担当技術者の同種または類似業務に係る経歴や表彰歴、アピール等を記載	A4 版 1 ページまで
(7)参考見積	業務全体について、上記 6 に示す提案上限額の範囲内とする積算及び業種別の積算内訳	A4 版任意のページ数

8 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停

止措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 令和7・8年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「建設関連サービス業」、中分類「土木設計・監理業」、等級「A」に登録されている者であること。
- (6) 札幌市内に本店又は支店等の所在地を有していること。
- (7) 国又は地方公共団体等が発注した、交通に係る計画策定の業務を元請として履行した実績があること。

9 提出方法等

(1) 提出物

【正本】1部

① 参加意向申出書（様式第1号）

（添付書類）

ア 同種業務等実績書（様式第2号）

上記8-(7)に係る業務の実績を記載

イ 業務の実施を証明する書類

上記アに記載した業務を実施したことを証明する書類（契約書・請書の写し、又は業務実績情報システム「テクリス」の登録内容確認書の写し）及び当該業務の内容が確認できる書類（設計書、仕様書その他提出者が必要と判断した書類）

ウ 競争入札参加資格認定通知書の写し

② 企画提案書（様式自由）

提案書の用紙サイズはA4版の両面印刷とする。また、文字サイズは、図表中を含め10ポイント以上とする。ページ数については、上記7を参照すること。ただし、下記11に示す二次審査でのプレゼンテーションの際に、記載内容のすべてを説明できる程度のものとする。

【副本】11部

上記②の企画提案書の写し

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参により下記へ提出すること。

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目（札幌市役所本庁8階）

札幌市 建設局 土木部 業務課

電話：011-211-2612 FAX：011-218-5137

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の9時～17時

(3) 提出期限

持参による提出は、令和7年7月18日（金）15時00分必着とする。郵送による提出は特定記録によることとし、前日必着とする。

(4) 著作権等に関する事項

- ア 企画提案書の著作権は、それぞれの参加者に帰属する。
- イ 札幌市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。
- ウ 標記業務に係る役務契約の履行にあたり、本件企画競争に参加し、契約候補者として選定され、かつ当該契約を締結した者は、企画提案書等を札幌市が使用することを許諾するものとする（必要な改変、書類の複製を含む）。なお、当該使用に当たっては、札幌市は無償で利用できるものとする。
- エ 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- オ 企画提案書の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- カ 提出された企画提案書その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

(5) その他

- ア 企画提案は、上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす 1 事業者当たり 1 件とする。
- イ 企画提案に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しない。
- エ 企画提案書等提出後の訂正、追加、再提出は認めない。

10 質疑

(1) 提出方法

本件企画競争に対する質問は、質問票（様式第 3 号）により、要旨を簡潔にまとめ、下記 14 の連絡先まで持参・FAX・メールにより提出すること。

(2) 質問の受付期限

令和 7 年 7 月 9 日（水）17 時 00 分必着

※持参による提出は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の 9 時～17 時

(3) 回答方法

質問に対する回答は、札幌市建設局土木部入札・契約情報のホームページで随時掲載する。

11 審査方法及びスケジュール

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係部局の職員等からなる「道路街路事業基礎資料検討業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）において審査し、総合的に優れた能力を有すると認め

られた者を契約候補者として選定する。

ア 一次審査（書類審査）

上記 8 に示す参加者の資格要件を満たす者に対し、提出書類による書類審査を行う。

(ア) 上記 6 の上限額を超える提案については、一次審査を行わずに契約候補者から除外する。

(イ) 一次審査通過の企画提案は 3 件とする。なお、企画提案件数が 3 件以下の場合は、一次審査を省略する。

(ウ) 一次審査の結果については、結果判明後、速やかに参加者全員に通知する。

イ 二次審査

一次審査通過者に対して、非公開のプレゼンテーションにより審査を行う。なお、一次審査の審査結果は二次審査へ引き継ぐことはしない。

(ア) 出席者は 1 件当たり 3 名以内とし、説明者は企画提案書記載の主任技術者（及び担当技術者）とする。

(イ) プレゼンテーションは、30 分程度（説明 20 分・質疑 10 分）とする。

(ウ) 説明については、提出済みの書類について行うこととし、その他の資料等の配布は認めない。なお、説明内容が企画提案書から逸脱する場合には減点とする。

(エ) 実施場所及び時間等については、対象者に別途通知する。

(オ) 参加者が 1 社の場合であっても、二次審査を実施したうえで、契約候補者を選定する。

(2) 審査スケジュール（予定）

一次審査 令和 7 年 7 月 28 日（月）

二次審査 令和 7 年 8 月 5 日（火）

※上記スケジュールは変更となる場合がある。

(3) 審査項目及び審査基準

審査は、別紙 1 に示す審査項目による総合点数方式とする。また、二次審査における委員会委員の評価の合計点数が高い順に、下記 12 に示す契約候補者とする。ただし、評価の合計点数が満点の 6 割に満たないとき、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約候補者とししない。

なお、一次審査又は二次審査が同点の場合については、別紙 1 に示す審査項目の(2)・(3)の合計点が高い順に審査通過者又は契約候補者とする。

(4) 最終審査結果の通知

最終審査の結果は、後日、二次審査参加者全員に対して通知する。

12 契約候補者との役務契約の条件

(1) 札幌市は、本件企画競争の審査結果により、審査における委員会の委員の評価の合計点数が最も高かった者（以下「最優秀者」という。）と協議を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

(2) 最優秀者との協議が不調に終わった場合には、審査における評価の上位の者から順に協議

を行い、協議が整ったときは予算措置の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約にて当該業務の実施に係る役務契約を締結することを原則とする。

- (3) 企画競争の性質上、当該契約に当たり、企画提案内容（参考見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らない。（具体的な契約内容及び委託費の額は、契約候補者と札幌市との協議を通じて決定するものとする。）
- (4) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等、不正とみなされる行為を行った場合、その他委員会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約の相手方とはしない。
- (5) 契約締結時点で、地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当した場合、入札参加資格停止措置を受けた場合又は暴力団関係者となった場合には、契約を締結しない場合がある。

13 参考資料

以下の(1)～(3)の参考資料を下記 14 の場所にて閲覧可能（貸出及び複写は不可）。閲覧を希望する場合は、事前に連絡のうえ、閲覧日時の調整を行うこと。ただし、閲覧は令和 7 年 7 月 17 日（木）17 時 00 分までとする。

- (1) 平成 24 年度 道道真駒内御料札幌線ほか 8 線道路整備方針検討業務成果品
- (2) 平成 28 年度 円山線ほか 3 線道路概略検討業務成果品
- (3) 令和 2 年度 道道西野真駒内清田線ほか 2 線道路整備方針検討修正業務成果品

14 連絡先

札幌市 建設局 土木部 業務課

（〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 8 階南側）

電話 011-211-2612 FAX 011-218-5137 E-mail: do.jimu@city.sapporo.jp

※業務時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）8 時 45 分～17 時 15 分

道路街路事業基礎資料検討業務 評価項目及び評価基準表

実施委員審査項目（採点は道路街路事業基礎資料検討業務に係る企画競争実施委員会の委員が行う）

項目	説明	評価基準	配点
(1) 業務の実施方針及びフロー	当該業務に対する考え方、取組方針及び実施フロー等を記載	・当該業務に対する考え方、取組方針及び実施フローは、業務の目的及び内容を十分に理解したものであるか	10
(2) 新規道路事業の路線抽出及び整備効果の整理	・路線の抽出手法及びフロー ・整備効果の検討方法	・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか ・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・路線の抽出方法及びフローは説得力がある内容になっているか ・説明や質問を通じ、対象分野への専門知識を有していると判断できるか ・提案内容や質疑応答は理解しやすいか	30
(3) 高次機能交流拠点周辺の交通課題の整理	・高次機能交流拠点周辺の交通課題の整理手法及びフロー ・交通課題への対策の検討方法	・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか ・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・提案内容は面的な交通課題把握を期待できる整理手法となっているか ・説明や質問を通じ、対象分野への専門知識を有していると判断できるか ・提案内容や質疑応答は理解しやすいか	30
(4) ラウンドアバウトの適用検討	・適用箇所の選定手法及びフロー ・適用にあたっての検討方法	・提案内容は妥当かつ具体的なものであるか ・提案内容は業務目的に合致したものであるか ・説明や質問を通じ、対象分野への専門知識を有していると判断できるか ・提案内容や質疑応答は理解しやすいか	10
(5) その他独自提案	上記のほか、業務の目的に資する取り組みについて独自の提案事項があれば追加	・独自の提案事項について、業務目的に合致したものであり、妥当かつ具体的なものであるか	10
(6) 業務実施体制	業務実施体制及び担当技術者の同種または類似業務に係る経歴や表彰歴、アピール等を記載	・組織体制、マネジメント体制、担当者の能力・経験等	10
合 計			100